

未然防止

いじめを許さない！

- ・いじめに関する授業
- ・特活的な活動の充実 など

教職員の意識向上と組織的な対応の徹底

- ・教員の授業力、対応力の向上
- ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と「いじめ」の定義に関する共通理解(4月・8月末)
- ・いじめ対策委員会(月1回※緊急の場合は状況に応じて開催)
- ・いじめに関する研修(年3回)

保護者・地域・関係機関等との共通理解の形成

- ・HPによる「学校いじめ防止基本方針」の提示
- ・保護者会等での周知
- ・学校運営連絡協議会での周知
- ・SCとの連携 など

いじめを防止し、いじめを生まない学級・学校

いじめに関する授業

年間3回(4・9・1月)に道徳や特別活動を通して授業をする。

※いじめ総合対策 第2次(下巻)参照

居場所づくりと寄り添う態度

教室が居心地の良い場所になるようにしなければならない。『いじめの構造』を生まないよう、注視する。また情報は一人で抱えず、常に他の教職員や学年主任に相談する。

いじめの構造

- いじめている子供 ●観衆(はやしたてたり、面白がって見ている)
- いじめられている子供 ●傍観者

教職員が授業や様々な活動の中で、一人一人を大事にしていく態度が大切です。それは、児童だけではなく、保護者からも信頼を得ることができる。

早期発見

「いじめ」の芽を素早く察知！

- ・担任等による子供への声かけと日常生活の観察
- ・「学校生活アンケート」(年3回)で実態を把握し早期に対応 など

被害児童や周囲の児童から情報を確実に受け止める体制づくり

- ・全教職員による校内巡回や授業での子供の観察
- ・一人一人の教職員の気付きを組織的に繋げる仕組み
- ・SCとの児童の見取り等の連携(※全員面接も含む)
- ・定期的な「学校生活アンケート」の実施(年3回)、分析、保存(5年間)
- ・担任任せにしない、組織的な対応 など

保護者・地域・関係機関等との連携

- ・保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
- ・SCやSSW等による保護者相談の実施
- ・児童館、学童クラブ等との連携
- ・関係機関との連携

組織的に素早く対応

いじめを深刻化させないポイント

『いじめ』を発見したときは「被害者」、「加害者」だけではなく、それ以外の子供への目配りが必要！

「観衆」、「傍観者」が多ければ多いほど、いじめという力の乱用に対する服従の構造を広げ、それが集団圧力となり、「止めに入る子」をためらわせるので、日頃から子供たちへ「いじめ」を見つけたら「はやしたてる」。「見て見ないふり」ではなく、仲裁に入るか、教職員へ相談することを伝える。

また、教職員もいじめの定義について正しい理解をし、子供の様子の小さな変化も見逃さないようにする。

発見や情報が入ったら・・・

学年主任に相談→学年会で周知→管理職・主幹に報告・相談→いじめ防止対策委員会での協議→職員会議等で教職員全体に周知

※ケースによっては、保護者に連絡し、共に経過を見ていく必要がある。

※「学校生活アンケート」を活用する。

早期対応

いじめ対策委員会を中心とした対応

- ・教職員から報告を受けての対応方針の決定
- ・対応の記録
- ・解消の確認

被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

- ・被害児童の安全確保とSC等を活用したケア
- ・加害児童に対する組織的且つ継続的な観察・指導等
- ・周囲の児童に対する安全確保
- ・「いじめ防止対策推進法」に基づく対応

保護者・地域・関係機関等との連携

- ・保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
- ・地域人材の活用
- ・児童館、学童クラブ等との連携
- ・関係機関・専門家等との連携・協力
- ・インターネット等によるいじめの対応

組織的に素早く対応

迅速で、誠実！組織的な対応力

いじめの解消に向け、いじめ防止対策委員会は、それぞれの事案について状況を多面的に検証し、協議を行いながら対応方針を決定する。具体的な対応の在り方については、校長が決定をする。また、行為の軽重においては担任などで解決してしまうこともあるかもしれないが、必ず学年主任に報告をし、その後の経過は複数の目で確認していく。

記録も忘れない！

『いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのように対応か、子供にはどのように話したか』

諸問題の解決において、記録も忘れずに取る。「iFuture」を活用し、被害児童や加害児童等、また起きた事案に対して関係した児童について、個人の記録を残す。保護者に対しての対応も記入する。学年や担任が変わっても対応することができるだけでなく、児童・学校・教職員を守ることに繋がる。

被害児童の安全と加害児童の観察・指導

被害児童については、複数の教職員による声かけや配慮、SCやSSWによる心理的ストレスの軽減に努めなければならない。また管理職と相談しながら、個に応じた配慮も検討する。一方、加害児童については、管理職やいじめ防止対策委員会が中心となり、組織的・継続的に観察・指導を行っていく。SCやSSWも活用しながら、保護者との連携も図っていく。

他の児童の安全確保にも努める

学校は勇気をもっていじめを訴えた子供を守り通さなければならない。そのため、その他の子供の安全も確保し、教職員全体で関わっていく必要がある。

保護者への説明も誠実に

加害・被害児童保護者また、その他の保護者に対して、「いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明し、対応については組織的に解決に向け、対応していることを説明する。

重大事態

重大事態発生の判断

- ・重大事態の定義の確実な理解(年3回の研修のうち、1回以上)
- ・墨田区教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
- ・重大事態発生の報告

被害の子供の保護・相談援助

- ・被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
- ・保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ・外部人材や関係機関等と連携した支援

加害児童の更生に向けた指導及び支援

- ・保護者への説明や協力関係の構築
- ・教職員、SCやSSW等による更生
- ・別室での学習の実施
- ・警察や児相の関係機関と連携した更生への支援
- ・懲戒による指導、出席停止による他の児童の安全確保

保護者・地域・関係機関等との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・保護者、PTA、学校サポートチームを中心とした地域全体による問題解決
- ・関係機関・専門家との連携
- ・東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザー」からの助言による問題解決

いじめ防止対策推進法に基づく調査対応(区条例)

学校・保護者・地域がひとつになって子供を守り通す！

教職員の意識を高める

「いじめ」の定義の他、「重大事態」の定義も理解するための研修を年3回行う。

迅速で、誠実！組織的な対応力

いじめ防止対策委員会では、いじめの被害を受けたことにより生じた子供の精神的苦痛等の具体的状況から適切に判断する。少しでもいじめによる不登校の疑いがある場合、「不登校重大事態」と捉える。組織的に調査をし、丁寧に説明していく必要がある。また、管理職から区教委への報告は速やかに行う。

『いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのように対応したか、子供にはどのように話したか』など、できる限り事態の詳細を調査した上で事実のみを記載し報告する。

被害児童・加害児童の指導・支援

被害児童については、全教職員の総力により、登校から下校まで全力でサポートする体制を構築する。また、加害児童についても、保護者の理解と協力を得ながらSCやSSWと連携して更生させていく。どちらも区教委の助言を得ながら組織的支援を行っていく。